

「社労士便り 4月」

(Vol. 121)

帰郷旅費

今月のテーマは、「帰郷旅費」（労働基準法第 64 条）です。

● 法第 64 条（帰郷旅費）の条文

満 18 歳に満たない者が解雇の日から 14 日以内に帰郷する場合には、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

ただし、満 18 歳に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときはこの限りでない。

● 法第 64 条（帰郷旅費）の趣旨

本条は、満 18 歳未満の者が解雇された場合に、帰郷したいが帰郷旅費が無いということのないようにするために設けられたものであり、具体的には、解雇された日から 14 日以内に帰郷する場合に、使用者がその帰郷に必要な旅費を負担すべきことを定めたものです。

ただし、その労働者がその責に帰すべき事由に基づいて解雇された場合は、行政官庁の認定を条件としてその負担義務が免除されています。

● 解雇の日から 14 日以内

解雇の日から「14 日以内」であるか否かの計算は、翌日起算となるので、例えば、2 月 1 日に解雇されたとすると、翌日の 2 月 2 日から数えて 14 日、すなわち 2 月 15 日までをいいます。

● 帰郷

ここでいう「帰郷」とは、通常、就業する直前に労働者の居住していた場所まで帰ることをいいますが、必ずしもこれのみに限定されることなく、父母その他親族の保護を受ける場合には、その者の住所に帰る場合も含むものと解されます。

● 必要な旅費

「必要な旅費」とは、帰郷するまでに通常必要とする一切の費用をいい、交通費はもちろん、旅費という一般用語から、食費、宿泊を要する場合の宿泊費をも含むものと解され、さらに、就業のための住居移転に当たって家財道具等を移転したためこれをも送還する必要が認められる場合は、その運送費も含むと解されます。

また、労働者により生計を維持されている同居の親族（いわゆる内縁の妻も含みます。）も転居した場合には、その者の旅費も含むと解すべきであるとされています。

なお、帰郷旅費は、必ずしも金銭をもって支払う必要はなく、社会通念上相当な方法であれば、切符等の現物で支給しても差し支えないと解されています。

● 除外認定

解雇が、満 18 歳に満たない者の責めに帰すべき事由による場合には、その事由について行政官庁の認定を受けていれば、使用者は帰郷旅費を負担する必要はありません。

また、その事由が年少者の責に帰すべき事由に該当するか否かは、第 20 条 1 項ただし書（※1）の考え方（※2）に準じて具体的に判断されるべきものであるとされています。

※1 第 20 条 1 項ただし書

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。

ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においてはこの限りではない。

※2 労働者の責に帰すべき事由の考え方

労働者の責に帰すべき事由とは、労働者の故意、過失又はこれと同視すべき事由であるが、判定に当たっては、労働者の地位、職責、継続勤務年限、勤務状況等を考慮の上、総合的に判断すべきであり、「労働者の責に帰すべき事由」が法第 20 条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、労働者に 30 日前に解雇の予告をすることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限って認定すべきものであるとされています。

● 行政官庁の認定

年少者の責に帰すべき事由に該当するか否かについては、年少者規則第 10 条第 1 項※により、所轄労働基準監督署長に認定を受けなければなりません。

ただし、法第 20 条により、解雇に当たり「労働者の責に帰すべき事由」のあることについて既に行政官庁の認定を受けている限り、本条に基づく認定を重ねて受ける必要はありません。

※年少者規則第 10 条第 1 項

法第 64 条ただし書の規定による認定は、帰郷旅費支給除外認定書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

● 法 15 条 3 項との関係

本条の類似の規定として法 15 条 3 項※があります。同条が、労働契約締結時における使用者の労働条件明示義務違反を対象とするのに対して、本条は、労働関係が継続した後の解雇の場合にまで範囲を広げています。

※法 15 条 3 項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から 14 日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

● 本条違反

本条に違反をして帰郷旅費を負担しなかった使用者は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(参考文献等)

- 労働法全書：財団法人労務行政研究所編（労務行政）
- 新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法：西谷敏・野田進・和田肇編（日本評論社）
- 労働基準法（下）：厚生労働省労働基準局編（労務行政）
- 労働法第 11 版：菅野和夫著（弘文堂）
- 労働基準法解釈総覧（労働調査会）

● プロフィール

特定社会保険労務士 佐藤 敦

平成 16 年：神奈川県社会保険労務士会登録